破産手続廃止及び免責許可決定

平成２３年（フ）第４８０号
川崎市高津区溝口３丁目１番12―304号　広部マンション
破産者　岡本　公美
1　決定年月日　平成24年11月29日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
横浜地方裁判所川崎支部破産係

平成２４年（フ）第３８５号
川崎市中原区下小田中２丁目４番21号　メゾン森辰　501、前住所川崎市中原区下小田中３丁目１番33―205号
破産者　石川　裕哲
1　決定年月日　平成24年11月29日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
横浜地方裁判所川崎支部破産係

平成２４年（フ）第４１６号
川崎市多摩区長沢３丁目12番１―106号
破産者　佐野　孔子
1　決定年月日　平成24年11月29日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
横浜地方裁判所川崎支部破産係

平成２４年（フ）第１５９６号
福島市成川字上谷地15―１、開始決定時の住所札幌市東区北45条東８丁目２番３号
破産者　阿知良直樹
1　決定年月日　平成24年12月３日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
札幌地方裁判所民事第４部

平成２４年（フ）第１６６８号
北海道江別市東野幌本町38番地の８　リーン・ドミトリー和泉202号室
破産者　高橋　尚弘
1　決定年月日　平成24年12月３日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
札幌地方裁判所民事第４部

平成２４年（フ）第１８６７号
札幌市中央区南21条西10丁目２番８号　石岡塗装店
破産者　高橋　修治
1　決定年月日　平成24年12月３日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
札幌地方裁判所民事第４部

平成２４年（フ）第１８７８号
北海道日高郡新ひだか町静内御幸町２丁目６番17号、住民票上の住所北海道日高郡新ひだか町静内御幸町１丁目１番66号
破産者　吉田　　隆
1　決定年月日　平成24年12月３日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
札幌地方裁判所民事第４部

平成２４年（フ）第２０３９号
札幌市北区新琴似11条１丁目１番１―203号
破産者　木村　　静
1　決定年月日　平成24年12月３日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
札幌地方裁判所民事第４部

平成２４年（フ）第２１１０号
札幌市東区東苗穂３条２丁目２番32―106号
破産者　降旗　　敏
1　決定年月日　平成24年12月３日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
札幌地方裁判所民事第４部

平成２３年（フ）第２５８号
秋田市将軍野堰越８番６―102号、前住所秋田市泉北２丁目９番13号
破産者　牧野　秀一
1　決定年月日　平成24年12月３日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
秋田地方裁判所民事第２部

平成２４年（フ）第２１２号
秋田市仁井田栄町５番37号
破産者　鈴木　京子（旧姓宮内・畠山）
1　決定年月日　平成24年12月３日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
秋田地方裁判所民事第２部

平成２４年（フ）第１０３号
茨城県東茨城郡城里町大字孫根1030番地
破産者　加藤木正彦
1　決定年月日　平成24年12月３日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
水戸地方裁判所日立支部

平成２３年（フ）第１０８５号
埼玉県川越市大字大仙波新田142番地８　野川方、破産手続開始決定時の住所埼玉県南埼玉郡白岡町西３丁目14番31
破産者　井口佐智子
1　決定年月日　平成24年12月３日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
さいたま地方裁判所第３民事部破産係

平成２４年（フ）第１１６１号
埼玉県桶川市若宮１丁目８番４―407号
破産者　村田　和典
1　決定年月日　平成24年12月３日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
さいたま地方裁判所第３民事部破産係

平成２４年（フ）第１１６２号
埼玉県桶川市若宮１丁目８番４―407号
破産者　村田　早苗
1　決定年月日　平成24年12月３日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
さいたま地方裁判所第３民事部破産係

平成２４年（フ）第１１８３号
埼玉県朝霞市幸町１丁目８番24号、旧住所埼玉県朝霞市溝沼５丁目19番１―305号
破産者　中村　　勝
1　決定年月日　平成24年12月３日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
さいたま地方裁判所第３民事部破産係

平成２４年（フ）第１１８５号
さいたま市岩槻区大字表慈恩寺1322番地４
破産者　栗城　昭男
1　決定年月日　平成24年12月３日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
さいたま地方裁判所第３民事部破産係

平成２４年（フ）第１１８６号
さいたま市岩槻区大字表慈恩寺1322番地４
破産者　栗城　宏子
1　決定年月日　平成24年12月３日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
さいたま地方裁判所第３民事部破産係

平成２４年（フ）第１２１５号
埼玉県川口市芝２丁目５番19号第３若芝荘105号、前住所埼玉県川口市大字芝4896番地の13
破産者　杉原　健一
1　決定年月日　平成24年12月３日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
さいたま地方裁判所第３民事部破産係